

青森県報

第八百十二号

令和六年
九月十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査の実施 (環境政策課) …… 一
 - 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査(排出事業者)の実施…………… (同) …… 一
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高 齢 福 祉 保 險 課) …… 二
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービスの廃止の届出…………… (同) …… 二
 - 介護保険法による介護医療院の廃止の届出…………… (同) …… 三
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (行政経営課) …… 三
 - 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (道 路 課) …… 三
- 公安委員会
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施…………… (生 活 安 全 企 画 課) …… 四

告 示

青森県告示第四百八十五号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査を次のとおり実施するので、青

森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 調査の目的

青森県内の産業廃棄物の排出・処理等の実態を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する事業所

三 報告を求め事項及びその基準となる期間

1 報告を求め事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 産業廃棄物の発生状況
- (二) 産業廃棄物の処理状況
- (三) 産業廃棄物の発生量に関連する活動量指標

2 報告を求め基準となる期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの一年間とする。(一部の項目については、令和六年三月三十一日現在)

四 報告を求め者

県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業所のうちから、別に定める方法により抽出した者

五 報告を求めのために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求め期間

令和六年九月二十七日から同年十月二十八日までとする。

青森県告示第四百八十六号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査(排出事業者)を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

青森県内の廃棄物の排出・処理等の実態及び、排出事業者の廃棄物等に関する意識を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する事業所

三 報告を求め事項及びその基準となる期間

1 報告を求め事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 環境への配慮に関する取組状況
- (二) 廃棄物の適正処理に関する取組状況
- (三) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に関する取組状況

2 報告を求め基準となる期間は、令和六年九月二十七日から同年十月二十八日までの間の任意の一日現在とする。

四 報告を求め者

県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業所のうちから、別に定める方法により抽出した者

五 報告を求めため用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求め期間

令和六年九月二十七日から同年十月二十八日までとする。

青森県告示第四百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者

名称又は
氏名
主たる事務所の
所在地又は住所

居宅サ
ービス
の種

行居宅サ
ービス事
業所

年届廃
止の
日

年届廃
止の
日

医療法人
弘愛会
弘前市大字宮川
三丁目一の四

訪問介
護

訪問介
護所
ふい
温泉

弘前市大
字旭ヶ丘二
丁目六の四

令和
六・七・三〇

令和
六・八・二五

社会福祉
法人秋葉
会
八戸市大字河原
山三
の字八太郎
の字八太郎
の字八太郎

訪問介
護

彩香園ア
ルテリ
パ
ー
シ
ョ
ン

上北郡東
北町大
字大浦
字境

六・七・三三

六・八・三三

社会福祉
法人秋葉
会
八戸市大字河原
山三
の字八太郎
の字八太郎
の字八太郎

訪問介
護

彩香園ア
ルテリ
パ
ー
シ
ョ
ン

上北郡東
北町大
字大浦
字境

〃

〃

青森県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サ
ービス事
業者

名称又は
氏名
主たる事務所の
所在地又は住所

介護予
防サ
ービス
の種

介護予
防サ
ービス
事業所

年届廃
止の
日

年届廃
止の
日

社会福祉
法人秋葉
会
八戸市大
字河原
山三
の字八太郎
の字八太郎
の字八太郎

介護予
防サ
ービス
の種

彩香園ア
ルテリ
パ
ー
シ
ョ
ン

上北郡東
北町大
字大浦
字境

令和
六・七・三三

令和
六・八・三三

青森県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条第二項の規定により、次の介護医療院の開設者から介護医療院を廃止する旨の届出があったので、同法第百十四条の七第二号の規定により公示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護医療院の開設者	名称又は氏名	介護医療院	廃止の届出年月日	廃止年月日
五所川原市字旭町二〇の六	医療法人白生会	白生会介護医療院	令和六・五・二九	令和六・七・一
五所川原市字中一平井町一四二の				

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
データ通信回線付きモバイル端末 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年八月十六日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九

六 落札金額

四百十五万八千円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和六年八月二十一日から令和十一年九月三十日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、六か月相当分である。）

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年七月五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
奥入瀬溪流 走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験業務委託

走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県土整備部道路課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年八月八日

五 契約の相手方の名称及び住所

WILLER株式会社

大阪府大阪市北区大淀中一の一の八八の六〇〇

梅田スカイビルタワーイースト六階

六 契約金額

四千四百二十七千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号に該当

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外

の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和六年九月十一日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和六年十月二十一日（月）から同月二十二日（火）までの間の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間 令和六年九月二十四日（火）から同月二十七日（金）までの間

(二) 受付時間 午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書
(二) 既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写し

5 受講手数料

受講手数料一万円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭